

届け出・証明

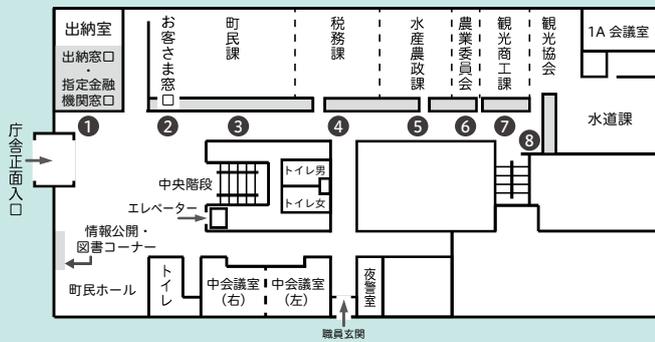
庁舎案内

届出場所

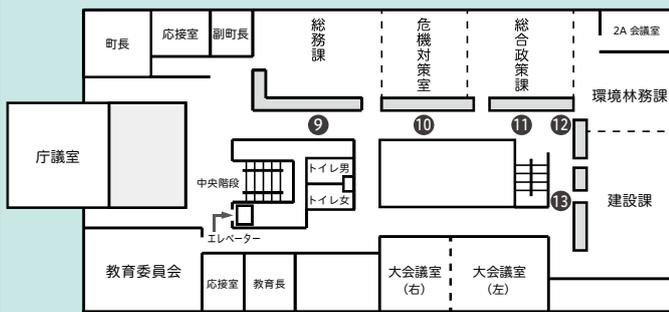
▶ 厚岸町役場

- 所在地／〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地
- 電話／0153-52-3131
- ファクス／0153-52-3138
- 開庁時間／月曜日～金曜日、8時30分～17時15分
(祝日および12月31日～翌年1月5日を除く)

【厚岸町役場 庁舎1階】



【厚岸町役場 庁舎2階】



- 役場庁舎3階／議場、議会事務局、監査委員事務局

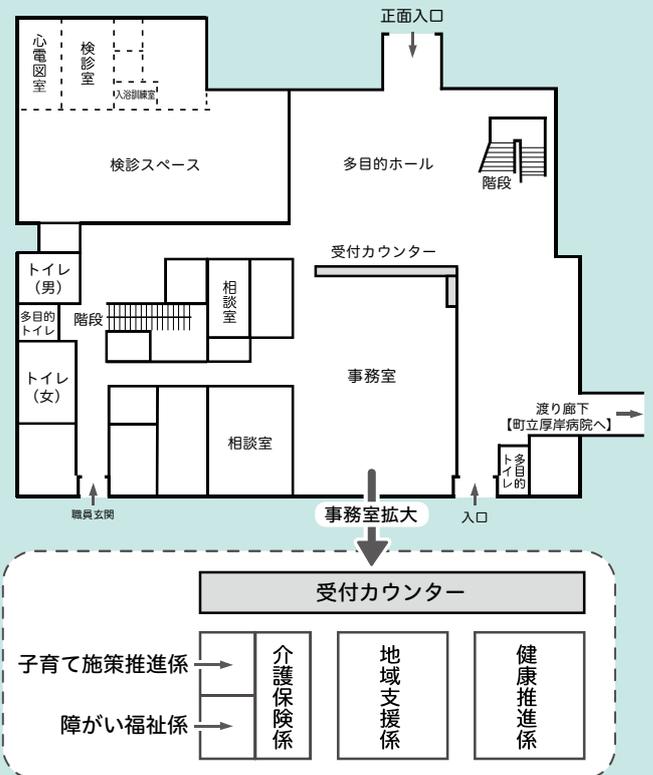
▶ 湖南地区出張所

- 所在地／〒088-1115 厚岸町梅香2丁目1番地
厚岸町社会福祉センター内
- 電話／0153-52-2175
- ファクス／0153-52-0066
- 開庁時間／月曜日～金曜日、8時30分～17時15分
(祝日および12月31日～翌年1月5日を除く)

▶ 保健福祉総合センター(あみか21)

- 所在地／〒088-1119 厚岸町住の江1丁目2番地
- 電話／0153-53-3333
- ファクス／0153-53-3077
- 開庁時間／月曜日～金曜日、8時30分～17時15分
(祝日および12月31日～翌年1月5日を除く)

【保健福祉総合センター(あみか21)】



- 保健福祉総合センター2階／厚岸町子ども発達支援センター、厚岸地域訪問看護ステーション、健康増進室、調理実習室

※上尾幌駐在所は令和4年3月31日をもって廃止となりました。

なお、令和4年4月1日からは、住民票や戸籍等の申請・交付事務を上尾幌郵便局へ委託します。今まで行ってきた町税およびその他保険料などの納付については、上尾幌郵便局で納付ができます。

住民基本台帳(住民票)・戸籍・印鑑登録・パスポート

住所が変わるときの届け出

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

こんなとき	届け出の種類	届ける人	いつまでに	必要なもの
他の市区町村から引っ越してきたとき	転入届	本人または同世帯の人	引っ越してきた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入前の市区町村が発行した転出証明書 ● 印鑑 ● 母子健康手帳(就学前のお子さんのいる人) ● 在学証明書(小・中学校へ通学する子どもがいる場合) ● 重度・ひとり親・子どもなど福祉医療受給者証(受けていた人) ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
町外へ引っ越すとき	転出届	本人または同世帯の人	引っ越しする日まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 国民健康保険証(加入している人) ● 印鑑登録証(登録している人) ● 重度・ひとり親・子どもなど福祉医療受給者証(受けている人) ● 通帳(保険料や手数料など還付※がある人) ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
町内で住所を移したとき	転居届	本人または同世帯の人	引っ越した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 国民健康保険証(加入している人) ● 在学証明書(小・中学校通学区域が変わる場合) ● 重度・ひとり親・子どもなど福祉医療受給者証(受けている人) ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード

※還付(支払いすぎた分を受け取ること)

届け出・証明

戸籍(出生・婚姻・離婚・転籍・死亡)

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

届け出の種類	いつまでに	届出地	届出人	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父母の本籍地・届出人の所在地・出生地のいずれかの市区町村窓口	父、母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師、その他立会人の順	届書、出生証明書(届書についているので医師や助産師に証明してもらう)、母子健康手帳
婚姻届	届出期間の定めはありません(届け出した日から法律上の効力が発生します)	夫または妻の本籍地・夫または妻の所在地のいずれかの市区町村窓口	夫妻	届書、夫妻の戸籍謄本(届出地以外に本籍を置いている人のみ)、同意書(届出人が未成年の場合)
離婚届				届書、夫妻の戸籍謄本(届出地以外に本籍を置いているときのみ) 【注意事項】夫婦間の未成年の子については、親権者を定めること
転籍届		転籍前の本籍地・届出人の所在地・転籍先の本籍地のいずれかの市区町村窓口	戸籍筆頭者とその配偶者	届書、従前戸籍謄本

届け出の種類	いつまでに	届出地	届出人	必要なもの
死亡届	死亡した日 または死亡 の事実を知 った日から 7日以内	死亡者の本籍地 ・届出人の所在 地・死亡地のい ずれかの市区町 村窓口	同居親族、同居して いない親族、同居者、 家主、地主家屋管理 人、土地管理人の順	届書、死亡診断書または死体検 案書（届書についているので、 医師に記入してもらう）
死体(埋)火葬 許可申請	死亡の届け出 をするとき		火葬または埋葬を 行おうをする人	死亡届(死亡届と同時に申請)、 印鑑(届出人)

▶ 夜間の死亡届、火葬許可申請の取り扱い

火葬許可証・火葬場使用許可書の交付が日中（8時30分から17時15分まで）に限られますので、夜間に役場夜間窓口で死亡の届け出をされた場合は、再度、日中に担当係の窓口へお越しいただく必要があります。
【厚岸町斎場(火葬場)→43☎】

※お寺の住職等や、葬儀社・自治会等の世話役の人と相談をし、死亡診断書を確認しながら役場夜間窓口へ電話し、火葬場の予約をしてください。
※火葬場の予約は、電話での予約、窓口での届け出を問わず受付順となります。

夜間に電話で厚岸町斎場(火葬場)の予約をして、日中に死亡の届け出をする場合

●夜間の対応

- 【お客様】お寺の住職等や、葬儀社・自治会等の世話役の人と相談をし、死亡診断書を確認しながら役場夜間窓口へ電話し、火葬場の予約をします。
- 【警備員】お客様からの電話を受け、火葬場の予約内容の聞き取りをします。
- 【警備員】使用日時を確認し、火葬場の予約をします。
- 【警備員】確認のため、折り返しお客様に電話をし、予約したことを伝えます。

●日中の対応

- 【お客様】担当係の窓口で死亡の届け出をし、火葬許可証・火葬場使用許可書の交付を受けます。

夜間に死亡の届け出をする場合

●夜間の対応

- 【お客様】役場夜間窓口で死亡の届け出をします。
- 【警備員】死亡の届け出を受け付け、火葬場の予約内容の聞き取りをします。
- 【警備員】火葬場の使用日時を確認し、火葬場の予約をし、その場でお客様に予約したことを伝えます。

●日中の対応

- 【お客様】再度、担当係の窓口へ行き、火葬許可証・火葬場使用許可書の交付を受けます。

日中(8時30分から17時15分まで)の取り扱い

死亡の届け出の際、その場で火葬許可証・火葬場使用許可書の交付を受けることができます。
日中も、電話で火葬場使用の予約をすることができます。

印鑑登録

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

印鑑は、不動産の登記、自動車登録、金銭の貸借など私たちの日常生活に広く使われています。『実印』として使用するためには、登録が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



パスポートの申請

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

パスポート(一般旅券)の申請・受け取りを行っています。対象となる人は、日本国籍を有し、厚岸町に住民登録のある人です。

- 窓口開設日/月曜日～金曜日(祝日および12月31日～翌年1月5日を除く)
- 申請時間/9時～16時30分
- 交付時間/9時～17時
- 必要なもの/詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

届
け
出
・
証
明

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

マイナンバー(個人番号)は、日本に住民票を有する全ての人(外国人も含む)がもつ12桁の番号です。

マイナンバーカード(個人番号カード)は、申請により交付されるプラスチック製のICチップ付きカードで、表面には顔写真と氏名・住所・生年月日・性別が記載されているため、本人確認のための本人確認書類として利用することができます。裏面にはマイナンバーが記載されているため、マイナンバーが必要な手続きを行う際の番号確認に利用できます。

また、ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請を行うことができます。

マイナンバー制度が始まる際(平成27年10月)に郵送された通知カード(氏名・住所・生年月日・性別の情報とマイナンバーが記載された紙製のカード)は、令和2年5月25日に廃止され、新たにマイナンバーが付番される場合は、個人番号通知書が簡易書留で郵送されます。

マイナンバーカードについては、担当係へお問い合わせいただくか、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)をご利用ください。

自分のマイナンバーを確認する方法

- マイナンバーカードで確認する(カードの交付を受けている場合)
- マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書で確認する
- マイナンバー入りの住民票の写し等を取得して確認する

マイナンバーカードの申請方法

- スマートフォンによる申請～スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
 - パソコンによる申請～デジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請
 - 郵送による申請～マイナンバーカードの交付申請書に顔写真を貼り、送付用封筒に入れて郵送
- ※マイナンバーカードの交付は無料ですが、再発行する際は手数料がかかります。(カードのみは800円、電子証明書をつける場合はプラス200円)

マイナンバーカードの受け取り方法

個人番号カード交付通知書(はがき)を発送しますので、通知書に記載された交付場所(原則としてお住まいの市区町村)に必要な書類を持参し来庁してください。交付の際に暗証番号(パスワード)を入力します。

なお、受け取りは、原則として本人が窓口に出向き、本人確認を行ったうえで交付します。



【おもて面】



【うら面】

各証明書の発行

戸籍・住民票・税関係証明書の手数料は、令和4年4月下旬から、スマートフォンアプリ(PayPay・LINE Pay)でもお支払いすることができます。詳しくはお問い合わせください。

戸籍・住民票関係

町民課窓口サービス係 ☎0153-52-3131

証明書の種類	手数料	証明内容
戸籍全部事項証明書	1通 450円	戸籍に記録されている事項の全てを証明したもの
戸籍個人事項証明書	1通 450円	戸籍中の個人について、記録されている事項の全てを証明したもの
除籍謄本・抄本 <small>じよせきとうほん しやうほん</small>	1通 750円	戸籍に記載されている人が全員除籍された戸籍で、全員または必要とする人だけを証明したもの
改製原戸籍謄本・抄本 <small>かいせいばら</small>	1通 750円	戸籍法の改正以前の戸籍で、全員または必要とする人だけを証明したもの
戸籍の附票の写し	1通 300円	戸籍に記載されている人の、その戸籍が作られてから現在または除籍されるまでの住所の履歴の証明
住民票の写し	1通 300円	住民票原本に記載されている事項を写したもの
住民票の閲覧	1件 300円	住民基本台帳の一部(氏名および通称・住所・性別・生年月日)の写しをリスト化した台帳の閲覧
身分証明書	1通 300円	法律行為を行う能力や財産を管理する能力があること、また経済上の信用状況を証明するもの
印鑑登録証明書	1通 300円	厚岸町の印鑑原票に登録してある印影を証明するもの
印鑑登録証再交付	1通 500円	印鑑原票に登録してある実印を紛失したときや変更(改印)するとき印鑑登録証を紛失したとき

税関係

税務課課税係・資産税係・収納係 ☎0153-52-3131

証明書の種類	手数料	証明内容
所得証明書	1通 300円	所得金額の証明
児童手当用所得証明書	1通 300円	所得金額・所得控除額・町道民税額の証明
課税・非課税証明書	1通 300円	町道民税額の証明、町道民税額が非課税である旨の証明
所得・課税証明書	1通 300円	所得金額・所得控除額、町道民税額の証明
営業証明書	1通 500円	法人事業所の所在地・名称が法人台帳に記載されている旨の証明
納税証明書	1通 300円	納められた税額の証明
納税証明書(軽自動車車検用)	無料	納められた軽自動車税額の証明
評価証明書	1筆または1棟につき 400円	固定資産評価額の証明
台帳記載事項証明書	1筆または1棟につき 400円	課税台帳に登録されている事項の証明
公課証明書 <small>こうか</small>	1筆または1棟につき 400円	その年の1月1日現在の土地・家屋等の課税標準額・課税額等の証明
住宅用家屋証明書	1棟 400円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
路線価図の謄写 <small>とうしや</small>	1通 B4版未満 500円 B4版以上 700円	路線価図の謄写(複写)